

令和6年9月6日

愛南町議会

議長 佐々木 史仁 殿

産業厚生常任委員会

委員長 吉田 茂生

所管事務調査報告書

産業厚生常任委員会の所管事務の調査を実施したので、愛南町議会会議規則第76条の規定により、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

《第1回》

- 1 日時 令和5年7月24日(月) 午後2時00分から
- 2 開催場所 議員協議会室
- 3 出席委員(7名)
吉田 茂生、嘉喜山 茂、尾崎 恵一、少林 法子、
鷹野 正志、原田 達也、山下 正敏、佐々木 史仁(オブザーバー)
- 4 調査事項
愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例について
- 5 説明員の職及び氏名
環境衛生課 課長補佐 谷岡 誠司
- 6 調査内容
課長補佐から次の①から③までの事項について机上説明を受ける。その後、今後の検討方法、スケジュール等について協議し、法令等の改正後協議を行うことを決定した。
 - ① 「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」(GX脱炭素電源法)の概要
 - ② 再エネ特措法の改正内容
 - ③ 再エネ特措法に係る制度設計協議の状況

《第2回》

- 1 日時 令和5年8月29日(火) 午後2時25分から
- 2 開催場所 議員協議会室
- 3 出席委員(7名)
吉田 茂生、嘉喜山 茂、尾崎 恵一、少林 法子、
鷹野 正志、原田 達也、山下 正敏、佐々木 史仁(オブザーバー)
- 4 調査事項
愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例について
- 5 調査内容
本調査事項について継続審査とすることを決定した。

《第3回》

- 1 日時 令和5年11月17日(金) 午後1時30分から
- 2 開催場所 議員協議会室
- 3 出席委員(7名)
吉田 茂生、嘉喜山 茂、尾崎 恵一、
鷹野 正志、原田 達也、山下 正敏、佐々木 史仁(オブザーバー)
- 4 欠席委員
少林 法子
- 5 調査事項
愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例について
- 6 調査内容
本調査事項について継続審査とすることを決定した。

《第4回》

- 1 日時 令和6年1月23日(火) 午前10時00分から
- 2 開催場所 議員協議会室
- 3 出席委員(7名)
吉田 茂生、嘉喜山 茂、尾崎 恵一、少林 法子、
鷹野 正志、原田 達也、山下 正敏、佐々木 史仁(オブザーバー)
- 4 調査事項
愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例について
- 5 調査内容
本調査事項について継続審査とすることを決定した。

《第5回》

- 1 日時 令和6年4月26日(火) 午後4時15分から
- 2 開催場所 議員協議会室
- 3 出席委員(7名)
吉田 茂生、嘉喜山 茂、尾崎 恵一、少林 法子、
鷹野 正志、原田 達也、山下 正敏、佐々木 史仁(オブザーバー)
- 4 調査事項
愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例について
- 5 調査内容
本調査事項について継続審査とすることを決定した。

《第6回》

- 1 日時 令和6年7月10日(水) 午前9時00分から
- 2 開催場所 議員協議会室
- 3 出席委員(7名)
吉田 茂生、嘉喜山 茂、尾崎 恵一、少林 法子、
鷹野 正志、原田 達也、山下 正敏、佐々木 史仁(オブザーバー)
- 4 調査事項
愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例について
- 5 説明員の職及び氏名
環境衛生課 課長 山本 正文、同主幹 谷岡 誠司
- 6 調査内容
課長から再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の改正内容について机上説明を受けた後、取りまとめを行った。

調査結果報告

当委員会は、愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例(以下「再エネ条例」という。)のあり方について取りまとめたので、その結果を報告する。

(1) 現状及び背景

我が国における再生可能エネルギーの導入は、2012年7月に施行された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法によって大きく拡大し、2022年度の発電電力に占める再生可能エネルギーの割合は約22パーセントにまで増加した。

しかし他方で、多数の事業者等が新規参入したことに伴い、安易な制度設計も相ま

って、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念は高まっており、全国各地でトラブルも発生している。

愛南町においても、F I T (固定価格買取制度) 開始当初からトラブルが発生しており、これまで再エネ条例を施行し、事業者に対し地域との適切なコミュニケーションを図ることを求めるなど問題の解消に努めてきているが根本的な解決には至っていない。

(2) まとめ

本委員会としては、国の方針を待って報告を行うこととし動向を注視してきた。

このような中、持続可能な形で地域との共生を図り再生可能エネルギー発電設備(以下「再エネ発電設備」という。)の導入を促進することを目的として、2024年4月、改正再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法が施行された。

主な改正点は、F I T / F I P 認定手続の厳格化、住民説明会等の要件化、違反時の厳格化等であり、再エネ条例などこれまで懸念されていた制度の不備を網羅する内容となっており、現行条例等の制度の再検討が必要と考える。

このようなことから、次の事項を条例等で定めることを提案し本委員会の報告とする。

- ① 規制の対象とする再エネ発電設備の規模を定めること。
- ② 規制の対象とする再エネ発電設備の設置エリアを定めること。
- ③ 地域経済の活性化や防災などの社会課題の解決への貢献等、持続可能で地域との共生を図るための施策を定め、推進すること。

最後に、今回の法改正また再エネ条例等の制度の改正等によりトラブルの発生を未然に防ぎ、持続可能な社会づくりのため再生可能エネルギーの普及が促進され、本来の目的である、脱炭素、雇用の創出、地域におけるビジネス振興・共生等が図られることを期待する。

以上、産業厚生常任委員会の意見を集約した調査結果報告とする。